

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案(仮称)	
担当部局	国土交通省都市・地域整備局下水道企画課	電話番号: 03-5253-8427 e-mail: g_CRB_GSD_GSK@mlit.go.jp
評価実施時期	平成23年5月31日	
規制の目的、内容及び必要性等	官民の連携を通じて都市の国際競争力及び魅力を高め都市の再生を図るため、下水の取水等の許可を受けた事業者が公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入しても良いものとして、下水熱を利用する設備の管理上必要なものを定める。	
	法令の名称・関連条項とその内容	【法令案の名称】都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 【関連条項との内容】 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めること(都市再生法施行令第5条の2)
想定される代替案	代替案: 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めない。	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
	(遵守費用)	当該政令の内容は、規制の例外を定めるものであり、追加の遵守費用は生じない。
	(行政費用)	公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない凝集剤の判断に要する費用
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可事業者の事業手法に幅が出るため、法の趣旨に合致する公益性の高い事業の実施可能性が高まる。</li> <li>・ 凝集剤を公共下水道管理者が認めたものに限定することで、許可事業者が下水道施設の維持管理上、公共用水域の水質保全上望ましくない下水を排水施設に流入させることを未然に防ぐことができる。</li> </ul>	代替案の場合 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めないため、許可事業者の事業に制約が生じ、法の趣旨に合致する公益性の高い事業の推進が限定される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案については、行政費用が一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、官民が連携して下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備を推進し、海外から企業・人等呼び込むことにより、都市の国際競争力の強化が図られるとともに、自発的・自立的に地域のポテンシャルが活性化され、都市の再生が図られることから、便益が費用を上回っていると考えられる。</p> <p>一方、代替案については、下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備が十分に進まないこととなるため、都市の魅力の向上を図ることが困難となる。したがって、本案は代替案よりも優れていると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	法附則第7条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているため、法の事後評価と合わせて平成28年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考		